

袋井市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和
 に関する条例（案）のパブリックコメント結果について

1 実施概要

- (1)実施期間 平成 31 年2月4日(月)～平成 31 年3月6日(水)
- (2)設置場所 袋井市役所3階環境政策課、市役所2階情報公開コーナー、
浅羽支所1階ロビー、月見の里学遊館1階サロン

2 結果

- (1)意見提出 1件
- (2)項目分類 3個項目
- (3)提出意見に対する対応の概要

| 項目 | 意見 | 対応 |
|----|---|--|
| 1 | <p>自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和・・・は当然求められるべきことであるが、温暖化対策としての再エネの拡大が委縮してしまわないか、この条例を根拠に再エネ拡大を徒に封じ込めようとする動きを助長しないか懸念する。</p> <p>この点への配慮を入れるべきではないか。例えば、「健康・文化都市」の実現に温暖化対策は必須であり、再エネ拡大は重要な施策。これの適正な拡大を実現するに・・・調和の趣旨を謳う。</p> | <p>再生可能エネルギー発電事業は、地球温暖化防止対策の観点からも、必要なことと認識しているため、「目的」にわかりやすい表現となるよう、修正しました。</p> |
| 2 | <p>(8)近隣関係者への説明、(9)届出説明会の実施状況を記録した書類を添えて・・・</p> <p>設置事業者と近隣関係者との意見が対立の場合、いずれが適正かは市が両者の意見を聴いて判断するという趣旨は入れる必要はないか。事業者が近隣関係者の同意を得るのが設置許可の必須条件という事ではない。</p> | <p>再生可能エネルギー発電事業は、事業者が近隣関係者の理解を得る必要があるため、事業者が理解を得られるよう努めるものとします。</p> |
| 3 | <p>(10)市長の同意 ア 太陽光 太陽光電池モジュール（パネル）の総面積が12,000 平方メートル（約 2,000Kw）を超える太陽光発電事業 イ 風力</p> | <p>モジュール(パネル)の総面積が12,000平方メートル(約2,000KW)を超えるものは、電気事業法では特別高圧連系といわれ、大型化となり自然環境、景</p> |

| | |
|--|---|
| <p>再生可能エネルギー発電設備の高さが 20 メートルを超える風力発電に同意しないとは、どういう理由・根拠によるものか、特に風力発電の翼の再上端とすると 20 メートルは厳しすぎないか、個別に適性判断できるのでは？</p> <p>温暖化対策との両立はどうなるのか懸念される。</p> | <p>観、防災にも大きな影響を及ぼすことが想定されるため、ふさわしくないものと判断しました。</p> <p>また、本市では、「ふくろいの風景づくり計画（袋井市景観形成ガイドプラン）」及び「袋井市景観計画」を策定し、“緑と水と歴史とまち並みが調和する美しい健康文化都市 ふくろい”を基本目標として掲げ、美しい景観が広がる市域の形成に取り組んでいます。これらの計画において、美しく伸びやかで広がりのある田園景観との調和を図りつつ、中低層程度で構成されるまちなみ景観を維持するため、原則として最高限度を 20m としているため、景観に関する計画と整合を図ることとしました。</p> <p>このことから、条例で定める基準を超えるときは同意しないものとしますが、市長が必要と認める場合は、この限りではないと条例で規定します。</p> |
|--|---|